

○西いぶり広域連合職員の分限の手続き及び効果に関する条例

平成12年3月28日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職、降給及び休職の手續及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めることを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成7年室蘭市条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。